

「複合領域コース」の履修者に係る「編入学」及び「複数学士号」に関する実施細目

1. 「複合領域コース」の設定及び「編入学」

- (1) 他大学の2年次終了後、受入れ大学の3年次に編入させる。ただし、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科については、2年次に編入させる。
- (2) 編入学の受入れ数は、各学部ごとに、若干名とする。
- (3) 編入学の受入れは、原則として、受入れ大学において、所属大学の履修成績、「複合領域コース」の履修成績、学習計画、学生の意欲などの総合判定により、決定する。(AO 入試)
- (4) 東京医科歯科大学医学部医学科及び歯学部歯学科は、原則として、「複合領域コースに関する協定書」による編入学の受入れを行わない。

2. 複数学士号

- (1) 実施の形態は、次の6通りとする。
 - ① 一橋大学又は東京工業大学の学生が、当該大学に、3～4年間在学し、当該大学所定の単位を取得し、学士(商学)等又は学士(工学)等を授与された上、東京工業大学、一橋大学又は東京外国語大学に学士入学し、1～2年間程度在学して、当該大学所定の単位を取得し、学士(工学)等、学士(商学)等又は学士(言語・地域文化)を授与されること。
 - ② 東京医科歯科大学医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科の学生が、4年間在学し、所定の単位を取得し、学士(看護学)、学士(保健学)又は学士(口腔保健学)を授与された上、一橋大学、東京工業大学又は東京外国語大学に学士入学し、1～2年間程度在学して、当該大学所定の単位を取得し、学士(商学)等、学士(工学)等又は学士(言語・地域文化)を授与されること。
 - ③ 一橋大学又は東京工業大学の学生が、当該大学に、2年間在学し、一旦退学し、東京工業大学、一橋大学又は東京外国語大学に編入学し、1～2年間程度在学して、当該大学所定の単位を取得し、学士(工学)等、学士(商学)等又は学士(言語・地域文化)を授与された上、一橋大学又は東京工業大学に再入学し、1～2年間程度在学し、当該大学所定の単位を取得し、学士(商学)等又は学士(工学)等を授与されること。
 - ④ 東京医科歯科大学医学部医学科又は歯学部歯学科の学生が、2年間在学し、一旦退学し、東京工業大学、一橋大学又は東京外国語大学に編入学し、1～2年間程度在学して、当該大学所定の単位を取得し、学士(工学)等、学士(商学)等又は学士(言語・地域文化)を授与された上、東京医科歯科大学に再入学し、4年間在学し、学士(医学)又は学士(歯学)を授与されること。
 - ⑤ 一橋大学、東京工業大学又は東京外国語大学の学生が、当該大学に、3～4年間在学し、当該大学所定の単位を取得し、学士(商学)等、学士(工学)等又は学士(言語・地域文化)を授与された上、東京医科歯科大学医学部保健衛生学科に学士入学し、国家試験受験資格を具備するため、3年間在学し、学士(看護学)又は学士(保健学)を授与されること。
 - ⑥ 東京外国語大学の学生が、4年間在学し、所定の単位を取得し、学士(言語・地域文化)を授与された上、一橋大学又は東京工業大学に学士入学し、1～2年間程度在学して、当該大学所定の単位を取得し、学士(商学)等又は学士(工学)等を授与されること。
- (2) 上記(1)以外の形態をとる必要が生じた場合は、その都度、関連大学相互において、協議するものとする。
- (3) 上記(1)③及び④の再入学にあたっては、入学料及び検定料は不徴収とする。編入学大学において、学士(工学)等、学士(商学)等又は学士(言語・地域文化)を授与されなかった者も同様とする。
- (4) 「学士入学」、「編入学」の受入れ数、受入れ方法については、前記1の(2)及び(3)を準用する。
ただし、東京医科歯科大学医学部医学科及び歯学部歯学科については、一般公募される「学士編入学制度」に、東京外国語大学については、一般公募される「編入学制度」によるものとする。
- (5) 本実施細目において、東京工業大学及び東京医科歯科大学医学部保健衛生学科への「編入学」については、これを「転入学」と読み替える。

3. この実施細目は、2009年4月1日より実施の『「複合領域コース」の履修者に係る「編入学」及び「複数学士号」に関する実施細目』に代わるものとして、2023年4月1日から実施する。